今月の焦点

国内経済金融

振り込め詐欺救済法と金融機関の役割

田口　さつき

はじめに

振り込め詐欺事件が、社会問題となって久しい。この振り込め詐欺事件は、①その被害者の多くが高齢者でその被害額は高額であること、また、②現金自動預払機（ＡＴＭ）やインターネットバンキングといった顧客の利便性向上のための設備を悪用し、防止に当たっては利便性を損ないかねないという点で悪質なものである。

金融機関は、これまでも窓口などで振り込め詐欺の防止を進めてきた。08 年 6 月末の振り込め詐欺救済法施行により、当事者としての義務も負うこととなった。そこで、本レポートでは、振り込め詐欺の防止、被害救済において金融機関に求められている対応をみていきたい。

振り込め詐欺の概要

振り込め詐欺事件とは、警察庁によると①「オレオレ詐欺」事件、②還付金等詐欺、③架空請求詐欺事件、④融資保証金詐欺の総称である。振り込め詐欺事件は、03 年 5 月頃から「オレオレ詐欺」事件が増加したことで社会問題として認知されるようになった。警察庁の統計が遡れる 04 年に 25,667 件発生した後、減少に向かっていたが、今年の 1～7 月は前年比+49.2%と再び勢いを増している（図 1）。

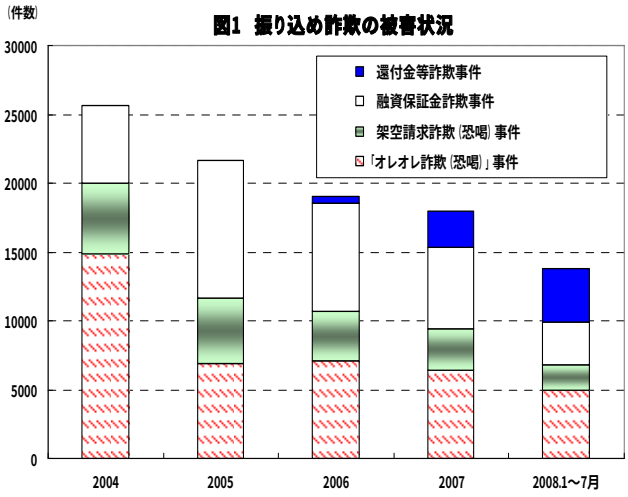

図1　振り込め詐欺の被害状況

警察庁「「振り込め詐欺（恐喝）」の認知・検挙状況等について」より農中総研作成

振り込め詐欺事件のうち、高齢者に特に被害が多いのは、①と②である。①の「オレオレ詐欺」事件は、電話を利用して親族等を装い、交通事故の示談金等の名目で、現金を預金口座等に振り込ませる等の方法によりだまし取る（脅し取る）詐欺事件であり、毎年 6000 件超発生している。また、②の還付金等詐欺は、税金等を還付する手続きであるかのように装って、ＡＴＭ（特に無人ＡＴＭ）へ誘導し、現金を振り込ませる詐欺事件で、すでに 08 年 1～7 月分で、前年同期比 3.8 倍の 3836 件となっている。

ちなみに 08 年 1～7 月での 1 件当たり（既遂）の被害額は、オレオレ詐欺が約 220 万円、還付金等詐欺は約 74 万円である。

振り込め詐欺救済法について

振り込め詐欺に対し、政府も各種の取り組みを進めてきた。金融機関に関連するものとしては、警察庁は「ＡＴＭ利用限度額の引き下げ」を広く薦めている。また、警察庁・法務省は 08 年 7 月に「振り込め詐欺撲滅アクション・プラン」を発表した。その中で金融機関に対し、ＡＴＭ周辺において、顧客への注意喚起、携帯電話の通話を自粛する環境作り、覆面した服装をしにく

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

い環境作りなどを要請し、被害を瀬戸際で防止する役割を期待している。

また、振り込め詐欺に関する法律も整備されてきている。例えば、07年1月の本人確認法施行令の改正で、金融機関は、①ＡＴＭでの 10 万円を超える現金振込みを不可とし、②窓口で10万円を超える現金送金などを行う際に、送金人の本人確認等をするといった義務を負ったが、これにより振り込め詐欺の被害抑制の効果も生じた。

さらに、08 年 6 月には、「振り込め詐欺救済法」が施行された。この法律は、①振り込み先（資金の移転先）となった金融機関が犯罪に使われた口座を凍結し、②振り込め詐欺などの被害者に対して、その残額を分配するといった手続きなどを定めたものだ。同法は、金融機関による振り込み指定口座の凍結により、振り込んだ被害金が犯人に渡ることを防ぎ、新たな振り込みも防止できると期待されている。また、分配において、裁判を経ないことから、比較的早く被害回復のための分配金が支払われるものと見込まれている。

手続きの流れは、まず金融機関は犯罪に使われているとの疑いがある預金口座等が存在する場合、取引停止等の措置を行う。次に、さらに疑うに足りる相当の理由がある場合、口座名義人の口座に係る債権を消滅させるための「公告」を預金保険機構に要請する。それから60日以上が経過した後、口座名義人の預金等の債権が消滅する。同時に被害者へ分配金を支払う義務が金融機関に発生する。金融機関は分配金支払いのための預金保険機構を通じた 30 日以上の「公告」を経て、被害者からの申請を受け付ける。その後、被害者への支払いを行う。

このように金融機関も当事者として振り込め詐欺に関わることとなったが、実務上、口座の凍結は判断が難しいという声がある。金融機関がよりよく期待される役割を果たすために、口座の凍結の基準などが確立されることが望まれる。

取り組み強化をもとめられる金融機関

振り込め詐欺救済法の施行により、金融機関は口座凍結や分配に加え、今まで以上に口座管理の徹底、顧客の被害相談への迅速な対応などが求められるようになった。

また、08年9月に警察庁、金融庁、全国銀行協会が初会合を開いたが、その中で金融庁は金融機関に対し、ＡＴＭ周辺での防止策や被害者への迅速な対応など体制整備を促す意向を示した。一方、全国銀行協会は「不正口座監視システム」の導入を加盟各行に促すことを説明した（日本経済新聞 2008年9月17日朝刊）。

このように振り込め詐欺防止に向けた動きが強まる中、顧客の金融資産の保護という観点で、金融機関の役割を積極的に捉え、取り組みを強化している金融機関がある。このような金融機関は、顧客へ注意喚起や職員の防止に対する意識向上を地道に行うことで成果を挙げている。

また、ＡＴＭ周辺における携帯電話の通話禁止に踏み切る金融機関も増えてきている。これに対し、顧客の利便性を制限するとして、躊躇する金融機関も多い。しかし、禁止した金融機関は、防止こそ真の顧客サービスとして顧客への理解を求めている。このような一歩踏み込んだ対応も振り込め詐欺の防止のために重要であると思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます